元国際第824号
関税割当公表第TRQ-JP５号

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定に基づく令和元年度のプロセスチーズの関税割当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成17年農林水産省令第12号。以下「省令」という。）第６条の規定に基づき、日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定（以下「日米貿易協定」という。）に基づく割当ての対象となるプロセスチーズの関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和元年12月11日

農　林　水　産　省

記

第１　割当対象物品、合計割当数量及び通関期限

１　割当対象物品（040630000）

日米貿易協定附属書Ⅰ第Ｂ節第3款７に掲げるＴＲＱ－ＪＰ５のプロセスチーズであって、関税定率法別表第0406.30号に掲げる物品。（関税分類番号040630000）

２　合計割当数量　　26ｔ

３　通関期限　　令和２年３月31日

第２　関税割当申請書の提出先

農林水産省生産局牛乳乳製品課（以下「受付担当課」という。）

第３　関税割当証明書交付の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

第４　関税割当申請書の提出期間及び提出時間

１　提出期間（行政機関の休日を除く。）

令和元年12月16日（月）から同年12月20日（金）まで

２　提出時間　　午前10時から正午まで及び午後２時から午後４時まで

第５　関税割当申請者の資格

次のすべての要件を満たす者

１　プロセスチーズの使用、販売若しくは輸入を事業目的とする法人又はこれらの事業を行うことが確実であると認められる個人事業者であって、法人においては登記事項証明書の目的欄、個人事業者においては個人事業の開業・廃業等届出書の事業の概要欄において、割当対象物品の使用、販売若しくは輸入を行う事業者であることが確認可能な記載のあるものに限る。

２　第４の１の提出期間ごとに、当省ウェブサイトの登録フォーム（別添１を参照）から登録を行った者。

第６　関税割当申請書に添付すべき書類

１　平成30年４月１日から平成31年３月31日までの間のプロセスチーズの輸入実績数量等一覧表（別記様式１）

２　平成31年４月１日から令和２年３月31日までの間のプロセスチーズの輸入計画数量等一覧表（別記様式２）

３　平成31年４月１日から令和２年３月31日までの間の輸入計画商品一覧表（別記様式６）

４　法人の登記事項証明書（原本）、個人事業者にあっては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。）

ただし、前年度及び当年度において受付担当課に関税割当ての関税割当申請書を提出した者であって、申請時点において、４の書類の内容に変更のないものについては、４の書類の添付を必要としない。

５　割当対象物品の輸入を確認できる書類（発注内示書、売買契約書（写）等）

ただし、契約未締結等により、関税割当申請書の提出期間に５の書類を提出できない場合にあっては、提出可能となった後に速やかに当該書類を提出する旨を約束した誓約書（別記様式５－１又は、別記様式５－２）を提出することとする。

６　割当対象物品の輸入後の使用又は販売を確認できる書類

（1）割当対象品目を使用する場合

割当対象品目を原料とする食品等の製造予定製品等一覧表（別記様式３）

（2）割当対象品目を販売する場合

①　自ら店頭又はECサイトで販売する場合

ア　販売予定店舗・ECサイト一覧表（別記様式４）

イ　販売予定店舗（一部）の店舗名が写っている外観等の写真又はウェブページの印刷等（販売の様子が分かるもの）

②　自ら他社等へ販売する場合

ア　販売予定先の購入意思を証明する書類

ただし、契約未締結等により、関税割当申請書の提出期間にアの書類を提出できない場合にあっては、提出可能となった後に速やかに当該書類を提出する旨を約束した誓約書（別記様式５－１）を提出することとする。

イ　販売予定先に割当対象物品が販売されたことを証明する書類（販売先への納品書（写）等）を後日提出する旨を約束した誓約書（別記様式５－１）

第７　割当基準

申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。ただし、１申請者当たりの申請数量は、５ｔ又は使用（販売）計画数量（日米貿易協定の発効日から令和２年３月31日までの間）のいずれか少ない数量を上限とする。

(1) 申請数量の総計が第１の２に掲げる合計割当数量以下となる場合

各申請者に対して申請数量を割り当てる。

(2) 申請数量の総計が第１の２に掲げる合計割当数量を超える場合

提出期間内に申請した者は同着とみなし、抽選により申請順位を定め、上位の者から割り当てる。

また、合計割当数量の残数量が申請順の次点申請者の申請数量を満たさない場合は、当該次点申請者に合計割当数量の残数量を割り当てる。

なお、抽選の実施については、令和元年12月23日（月）午後2時までに当省ウェブサイトにおいて公表する。

第８　割当結果の通知、関税割当証明書の交付及びその停止

１　関税割当証明書は、日米貿易協定の発効日（行政機関の休日に当たる場合は、翌開庁日）に交付するものとする。

なお、割当結果は、令和元年12月27日（金）までに当省ウェブサイトにおいて公表するとともに、申請者に対し、割り当てられた数量を連絡するものとする。

２　関税割当証明書の交付は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から翌年度の末日までの期間内は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。

(1) 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき。

(2) 申請者が本公表に違反したとき。

(3) 申請者が虚偽の申告又は報告（省令又は本公表に定める関税割当申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、その他の関税割当てに関する書類又は報告）をしたとき。

第９　公表

１　次に掲げる事項を当省ウェブサイト（(４)に掲げる事項については、経済産業公報及びビジネス短信を含む。）において定期的に公表する。

(1) 割り当てられた数量

(2) 返還された数量

(3) 消化（割当）率（第１の２に掲げる合計割当数量に対する割り当てられた数量）

(4) 割当てを受けた者の氏名又は名称及び住所

2　本関税割当公表に基づき提出された関税割当申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報は「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号)」及び関係法令に基づき適正に管理し、申請内容の審査及び関税割当証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。

ただし、１に掲げる公表のための内容を除く。

第 10　報告

割当てを受けた者が、関税割当てに関して法令に違反した場合は、速やかに報告するものとする。

第11　その他

1　関税割当申請書の提出部数は２通（省令第１条）とし、その他の添付書類の提出部数は１通とする。なお、第６の６(2)②に定める書類について、販売先が複数の場合は、最も取引数量の多い３者程度について提出するものとする。

また、割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数は２通（省令第３条）とする。

2　関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更及びその他の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について（平成17年４月１日付け16国際第1297号）によるものとする。

3　関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。

4　割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は有効期間を経過したときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない（省令第４条）。返納に当たっては、割当てを受けた者又は返納の委任を受けた者が受付担当課に直接持ち込み又は郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。また、割当数量を全て消化した関税割当証明書も同様とする。

なお、関税割当証明書を返納する際、関税割当数量を返還する場合は、「関税割当数量の返還について」（別記様式７）を提出するとともに、割当てを

受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（ＮＡＣＣＳ）の申告添付登録（ＭＳＸ）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

5　関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

6　割当てを受け輸入した物品については、必要に応じその輸入、使用、販売状況等の調査を行うものとし、割当てを受けた者は、当該調査に協力するものとする。